

東京湾 汚染物質流入に上限



関東地方整備局と東京都、神奈川県など首都圏一都三県は、東京湾に流れ込む河川の水質改善目標を策定しました。(目標値は整備局などのほか、千葉県、埼玉県や横浜市など四政令指定都市を合わせた八都県市で決めています。)その概要については、以下の通りです。

まず、東京湾流入許容負荷量の都県配分ですが、COD については観測地点 105 箇所のうち、環境基準をクリアしているのは 6 割強どまりとなっています。そこで、おおむね 20 年後の達成を想定し、都県ごとに上限値を設けた上で、来年度までに実行計画をそれぞれ作成することになりました。また、窒素・リンについても、東京湾では富栄養化の原因となるアオコがたびたび発生しているため、それぞれ上限値が設定されました。

なお、水質改善目標については、今後、関係都県の「流域別下水道整備総合計画」を策定する上で、東京湾流入許容負荷量(下水道分)を達成するための長期的な整備目標として、次の通りとなっています。長期的な整備目標(年間平均値); COD 8mg/L、T-N 8mg/L、T-P 0.4mg/L ただし、上記の目標値の設定が困難な場合の流総計画上の目標値は、COD10mg/L、T-N10mg/L、T-P0.5mg/L を上回らない範囲で設定できるものとなっています。

また今後各都県においては、委員会の検討結果を踏まえ、都県別の流総計画を国土交通大臣に同意の申出を行うまでに、環境基準達成のため(都県毎の東京湾流入許容負荷量にするため)の下水道整備の方針や流域対策、湾内対策について検討し、その内容を申出書に添付することになっています。

当社ではBOD、CODを中心とした生活環境項目の分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2007年10月10日付 日本経済新聞
2007年9月14日付 国土交通省資料

水質分析箇所 清水いより